

◎新潟県告示第1324号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成25年9月13日	清水 政蔵	二級建築士	第1197号	死亡
平成25年9月13日	八木 修一	二級建築士	第9999号	死亡
平成25年9月13日	山田 徳男	二級建築士	第12027号	死亡
平成25年7月26日	品田 忍	二級建築士	第14791号	取消
平成25年9月13日	川村 きよ子	二級建築士	第8815号	取消
平成25年9月13日	長吉 茂美	二級建築士	第13490号	取消